短期入所生活介護事業所たかだま運営規程

**（規程の目的）**

**第１条**　この規程は、社会福祉法人羽陽の里が設置運営する短期入所生活介護事業所たかだま（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

**（事業の目的）**

**第２条**　事業所は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な短期入所生活居宅サービス及び介護予防短期入所生活居宅サービス（以下「居宅サービス」という。）を提供することを目的とする。

**（事業所の運営方針）**

**第３条**　事業所は、居宅介護支援事業者等が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすること並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を目指すものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って居宅サービスを提供するように努めるものとする。

３　事業所は、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関　係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他地　域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に　努めるものとする。

４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

５　居宅サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

**（施設の名称等）**

**第４条**　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　⑴　名　称　短期入所生活介護事業所たかだま

　⑵　所在地　山形県天童市大字清池１５５９番１

**（利用定員）**

**第５条**　事業所における定員は次のとおりとする。

　⑴　併設型　　　ユニット名：「ふじ」　１０名（ユニット型個室１０名）

　⑵　空床利用型　地域密着型特別養護老人ホームの定員２９名以内

**（通常の送迎実施）**

**第６条**　事業所の通常の送迎実施地域は、天童市内全域とする。

**（営業日及び営業時間等）**

**第７条**　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　⑴　営業日　　１年を通じて毎日営業（休業日は設けない。）

　⑵　営業時間　２４時間（但しサービスの受付時間は平日８時３０分～１７時３０分とする。）

**(職員の職種、員数及び職務の内容)**

**第８条**　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

⑴　施設長（管理者）１名（併設地域密着型特別養護老人ホームたかだま施設長と兼務）

　　　事業所を代表し、職員及び業務の管理を一元的に行い、運営に必要な指揮命令を行う。

　⑵　生活相談員　１名（併設地域密着型特別養護老人ホームたかだま生活相談員と兼務）

　　　短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことがで　　きるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援　　助業務を行う。

　⑶　介護職員　５名以上

　　　利用者の日常生活全般に関わる介護業務及び健康保持のために必要な措置を講じる。

　⑷　看護職員　１名以上（併設地域密着型特別養護老人ホームたかだま看護師と連携）

　　　健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

　⑸　機能訓練指導員（看護師）１名以上（併設地域密着型特別養護老人ホームたかだま看護師と兼務）

　　　利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び指導を行う。

　⑹　管理栄養士　１名（併設地域密着型特別養護老人ホームたかだま管理栄養士と兼務）

　　　利用者の栄養管理、栄養指導を行う。

　⑺　事務職員　１名以上（併設地域密着型特別養護老人ホームたかだま事務職員と兼務）

　　　施設の庶務及び会計事務等に従事する。

　（居宅サービスの内容）

第９条　居宅サービスの内容は、次のとおりとする。

⑴ 短期入所生活介護計画の作成

⑵　食事・入浴・排せつ等の介護

⑶　離床、着替え、静養等の日常生活上の世話

⑷　社会生活上の便宜の供与

　⑸　機能訓練

　⑹　健康管理

⑺　相談、援助

⑻　栄養管理及び口腔衛生の管理

**（利用料等）**

**第１０条**　居宅サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用者負担として、厚生労働大臣が定める居宅介護サービス費用基準額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けるものとする。

２　法定代理受領サービスに該当しない居宅サービスを提供した場合は、利用者から利用者負担として、厚生労働大臣が定める居宅介護サービス費用基準額の支払いを受けるものとする。

３　利用者から支払いを受ける食費及び滞在費の額は負担段階に応じた額とする。

(1) 食費　　１日当たり　１，５７０円　　　所得に応じて負担限度額の設定あり

　　　　朝食３６０円、昼食５８０円、おやつ代７０円、夕食５６０円

(2) 滞在費　１日当たり　２，０７０円　　　所得に応じて負担限度額の設定あり

４　前２項の額の支払いを受けるほか、事業所は次に掲げる費用の額の支払いを、利用者から受　けることができるものとする。

(1) 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用は、片道５００円とする。

(2) 理容料金は、1回２，０００円（髭剃り含む場合２，５００円）とする。

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用：実費

　(4) 居宅サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの：実費

５　前３項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者及び家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

**（衛生管理等）**

**第１１条**　事業所は、居宅サービスを提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

２　事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

　(1)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話

装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

　(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、随時見直しを行う。

　(3)　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定

期的に実施する。

**（重要事項の掲示）**

**第１２条**　事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、その他の居宅サービスの選択に資する重要事項を掲示、又は自由に閲覧が可能な形で事業所内に備え付けるものとする。

**（サービス利用に当たっての留意事項）**

**第１３条**居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

２利用者は、施設内で下記の事項については禁止とする。

　⑴ 施設長が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。

　⑵ 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。

　⑶ けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。

　⑷ その他施設が定めたこと。

**（緊急時等における対応方法）**

**第１４条**事業所は、居宅サービスの提供の際に利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

２　事業所は、利用者に対する居宅サービスの提供により事故が発生した場合は、山形県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

４　事業所は、利用者に対する居宅サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

**（非常災害対策）**

**第１５条**　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年３回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

**（苦情処理）**

**第１６条**　事業所は、居宅サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、居宅サービスの提供に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した居宅サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

**（個人情報の保護）**

**第１７条**　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

**（虐待防止に関する事項）**

**第１８条**事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

　(2)　虐待防止のための指針を整備し、随時見直しを行う。

　(3)　虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

**（身体拘束）**

**第１９条**　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、家族等の同意を得て、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

**（地域との連携）**

**第２０条**　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

**（業務継続計画の策定等）**

**第２１条**　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

**（その他運営に関する留意事項）**

**第２２条**　事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

1. 採用時研修　採用後１ヵ月以内
2. 虐待防止、権利擁護、身体拘束廃止等の研修　　年３回
3. 認知症ケア、介護予防等に関する研修　　　　　年２回
4. 感染症予防・事故防止等に関する研修　　　　　年２回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、適切な居宅サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、居宅サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設長が理事長の承認を受けて別に定める。

　　　附 則

この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２８年　１月　１日から施行する。

この規程は、平成２８年　２月　１日から施行する。

この規程は、平成２８年　３月　１日から施行する。

この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成３０年　８月　１日から施行する。

この規程は、令和　１年１０月　１日から施行する。

この規程は、令和　３年　４月　１日から施行する。

この規程は、令和　３年　８月　１日から施行する。

この規程は、令和　６年　８月　１日から施行する。

この規程は、令和　６年１１月　１日から施行する。

この規程は、令和　７年　５月　１日から施行する。